

## 青梅市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律における個人情報保護制度の見直しの一つとして、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が個人情報の保護に関する法律に統合されるため、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(青梅市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 青梅市個人情報保護条例（平成 9 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

(青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例（平成 27 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号ウ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報

の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。